

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○谷委員長 次に、階猛君。  
○階委員 立憲民主党の階猛です。  
本日は、質問の機会をいただきまして、ありが  
とうございます。

私の方からは、支援金で賄う予定になっている  
一兆円、これの代替財源のお話をさせていただこ  
うと思うんですが、まずその前に前提の確認です。  
資料の一ページ目、御覧になってください。①  
から⑤とありまして、⑤の一つ目のポツです、「  
全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な  
社会保障負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度  
の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれ  
を超えないようにする」というくだりがあります。  
同じような文言が法案の附則四十七条というこ  
ろにもあります。  
私が伺いたいのは、社会保障負担率の現状がど  
うなっているのか、そして今読み上げた、支援金  
制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果と  
いうのはいかほどのものか、これについて、大臣、  
お答えいただけますか。

○加藤国務大臣 お答えを申し上げます。  
まず、社会保障負担率は、令和六年度の見通し  
としまして一八・四％であると承知をしてござい  
ます。

支援金制度は、歳出改革等によって保険料負担  
の軽減効果を生じさせ、その範囲内で構築をする  
ため、全体として実質的な負担が生じないことと  
しており、法案附則第四十七条第一項の規定にお  
いても、委員御指摘のとおり、こうした方針を定  
めてございます。

その際、社会保障負担率という具体的なメルク  
マールを設け、支援金制度の導入によって社会保  
障負担率は上がらないということを申し上げてご  
ざいます。

社会保障料全般について申し上げれば、高齢化  
等による社会保障給付の増加に伴って増加する可  
能性はありますが、国民所得の増加により足下で  
も社会保障負担率は低下する見込みと承知をして  
ございます。

○階委員 昨日のレクでも言っているんですが、  
私が聞きたいのは、「社会保障負担率の上昇の効  
果」と書いてありますよね、それだけ単体で見た  
場合どうなっているかということを聞いているわ  
けですよ。

一方で、歳出削減によって削る分もありますよ。  
ただ、私が聞いているのは、そっちは度外視して、  
この文言のとおり、支援金制度の導入による社会  
保障負担率の上昇の効果というのはいかほどのな  
かと聞いています。お答えください。  
○加藤国務大臣 お答えを申し上げます。

繰り返しになりますけれども……（階委員「繰  
り返しじゃなくて、聞いていることに答えてくだ  
さい」と呼ぶ）はい。歳出改革等により保険料負  
担の軽減効果を生じさせ、支援金制度の導入によ  
って社会保障負担率が上がらないと申し上げてご  
ざいます。

社会保障料全般については、高齢化による社会  
保障給付の増加に伴い増加する可能性はあるもの  
の、国民所得の増加により足下の社会保障負担率  
は低下する見込みであると承知をしております。

○階委員 もう一回聞きますよ。私、昨日ちゃん  
と通告したんですよ。加藤大臣、書面を見て答え  
るのを分かっているから、そごがないようにちゃ  
んと通告していますからね。

社会保障負担率の上昇の効果というのが、支援  
金制度の導入によって生じることが前提となって  
法律の文言が書かれているわけです。だから、  
私は、支援金制度の導入による社会保障負担率の  
上昇の効果、それだけ単体で見ればどれぐらいに  
なるのかということを知りたいんです。通告  
していただきますよ。答えられなきゃ質問を続けられま  
せんよ。

○谷委員長 じゃ、速記を止めてください。  
〔速記中止〕

○谷委員長 速記を起こしてください。  
加藤国務大臣。

○加藤国務大臣 お答えを申し上げます。  
支援金の導入によって、まず、額の方では、一  
兆円の方を二八年までに積み上げていきますので、  
一兆円の規模になります。

そして、率の方で申し上げれば、分母の方は国民所得を加味した数字になってきますので、この国民所得というのは現時点では正確にはお示しすることができないので、率として今申し上げますことはできませんが、いずれにしても、分子の方は一兆円いただくことに対して……（階委員「そんなこと聞いていませんから。社会保障負担率の上昇の効果を聞いています。何を聞いていますか」と呼ぶ）率の方、そして、歳出改革を一兆円やりますので、分子の方が、差引き、負担が増になりますので、分母が仮に、分母の方ははっきりは今のところ分かりませんが、先ほど申し上げたように、足下では国民所得が増加するという見込みがある中で、そのことを参考に、分子は増えないということは申し上げたいというふうに思います。（発言する者あり）

○谷委員長 ちよつと時計を止めてください。  
〔速記中止〕

○谷委員長 速記を起こしてください。  
加藤国務大臣。

○加藤国務大臣 もう一度お答えを申し上げますと、まず、支援金の規模自体は最終的に一兆円にまで積み上げます。それは歳出改革で削減します。先ほど委員が引用された文章のところは、その一兆円によって生じる効果というところではあります。率でいうところは、そこは、分母の国民所得が幾らになるかによって率は変わってまいります。

ですので、その国民所得というものが二〇二八年の分がどうなるかは今現在のははっきり申し上げ

られないので、率としては申し上げられませんが、それでも、しかし、分子の点で上がるのが一兆円、いただくのが一兆円、そして歳出削減が一兆円、これで差引きでゼロになりますので、分母がいかなる場合であつても、その効果に、超えるものにはならないというその文言を踏まえて支援金制度をつくっている、そういうことで理解をしてございます。

○階委員 さつき前段で、社会保障負担率の現状ということは一八・四%と言いましたよね。それが出ているんだつたら、その一兆円が、一八・四%というのは多分前年度から幾らか増えているんだと思うんですよ。そういう一八・四%の発射台が一八・何%か知らないですけども、それに対して一兆円の割合というのどの程度かというのは、計算すればすぐ出てくるんじゃないですか。

上昇率を聞いていますよ。上昇率がどうかということを知りたいんです。だから、それは昨日すごいレクしたんですよ。私、大臣、聞いていますか、ちゃんと。

○加藤国務大臣 先ほどは、二八年、実際に支援金が満年度化しますといますか、積み上がったタイミングのことでは正確に申し上げるのは今の時点で難しいと申し上げましたが、今先生がおっしゃったように、例えば、現時点のものから参考になる数字としてということではよろしければ、〇・二二%となります。

○階委員 〇・二二%上がるわけですよ、負担率は。負担率は上がりますよ。  
それを押さえた上で、次の質問。

一兆円が出そう、積み上がるのが令和十年度ということなんですが、令和十年度以降の社会保障負担率の見通しについて、令和十年度から十年ごとでいいです、令和十年度、二十年度、三十年、大体どれぐらいになるか教えてください。

○加藤国務大臣 お答え申し上げます。  
支援金制度の導入に当たりましては、歳出改革等による社会保障負担軽減の範囲内で行うこととしてございます。

これとは別に、社会保険料全般につきましては、高齢化等により社会保障関係費が年々増加していることに伴いまして、保険料負担が上昇することはありません。

社会保障関係費そのものは私の所管外ですので、御質問の社会保障負担率の見通しについて私からお示しすることは困難です。

○階委員 これも昨日レクしているんですよ。関係省庁が必要だつたら呼んでくださいと言ってレクしているんですよ。何やっているんですか。こんな前提のことすら答えられない。これで審議できませんか。

令和十年度、二十年度、三十年度、十年ごとに社会保障負担率の見通しがどうなるか答えてくれと、ちゃんとレクで言っているんですよ。答えてくださいよ、言っているんだから。（発言する者あり）

○谷委員長 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

○谷委員長 速記を起こしてください。  
加藤国務大臣。

○加藤国務大臣 将来の社会保障負担率につきましては、社会保障制度や経済の動向などに影響されるため、将来にわたる見込みを作ることは容易ではないのではないかと考えていますが、所管外でございますので、御理解をいただければと思います。（発言する者あり）

○谷委員長 時計を、時間を止めてください。

〔速記中止〕

○谷委員長 時計を動かしてください。

階猛君。

○階委員 だったら、所管外だから答えられないじゃなくて、数字をお示しするのは困難であると言言つてくれればいいんですよ。時間がもったいないじゃないですか。

それで、言っておきたいのは、前段の方で、数字は分からないけれども、いずれ高齢化などで社会保障負担率は上がってくるとおっしゃいましたよね。それはいいですよ。それはいいですよ。（加藤国務大臣「あり得ます」と呼ぶ）ですよ。

○加藤国務大臣 先ほどの答弁の中で、高齢化等により社会保障関係費が年々増加していることに伴って、保険料負担が上昇することはあり得ますと申し上げました。

○階委員 結局、ここで〇・二二％、さっき負担率の上昇要因になるというお話をしましたけれども、これからどんどん社会保障負担率は上がってくるわけですよ。国民負担は今回の件とは関係なく上がってくるわけですよ。そういう中で〇・二二％の上昇要因を加えるということは、やはり国民にとって負担なんですよ。それを言いたいわけ

です。長々と大臣のおかげで時間が潰されましたけれども。

そこで、こういう負担を増やすようなやり方ではなくて、これからますます社会保障負担率が増えていくんだしたら、更に負担を増やす要因をつくるのではなくて、新たな負担を求めずに一兆円の財源を確保する方策をもっと考えるべきではないかと思うんですが、なぜそれを考えないんですか。お答えください。

○加藤国務大臣 お答え申し上げます。

今回の加速化プラン、総額三・六兆円程度の財源確保に当たりましては、現下の経済状況や財政状況を踏まえ、増税か国債発行かではなく、歳出改革によることを原則としてございます。

具体的には、令和十年年度まで、まずは歳出改革による公費節減で一・一兆円程度、既定予算の最大限の活用により一・五兆円程度、合わせて二・六兆円程度を確保いたします。これらを最大限調整することで、支援金は残りの一兆円程度の規模となりますが、それは歳出改革によって保険料の軽減効果を生じさせ、その範囲内で、実質的な負担が生じないと申し上げております。

危機的な状況にある少子化に対し、加速化プランを速やかに実行することが必要でありまして、その際、支援金という財源をも得て、制度が安定的に維持される枠組み、これを構築することが、これから結婚、出産を考える若い世代が将来のライフプランを考える上でも、安定的に維持される枠組みということが重要であると考えております。

○階委員

だから、その安定的に財源を調達する

方法を、国民に負担を求めないでやる、そこを考慮すべきではないかということを行っているわけですよ。なぜそれをやらないのかということですよ。

私、本当に、今日質問に立って、同僚議員に、加藤大臣に質問するのは大変だという話をよく聞いていたんですけども、その点よく分かりました。昨日もレクのとときに、質問取りに来ていた若手の官僚の人も全然寝ていないとおっしゃって、もう本当に苦しそうでしたよ。やはり、大臣の答弁を書くのがどれだけ大変か、大臣がなるべく失敗しないようにということで、物すごい神経を使い、労力を使っているんですよ。

大臣、本当にこれで、若い官僚、辞めた人もいると昨日どこかで聞きましたよ。厚労省の関係の方で、余りにもこの仕事、大変なので、将来を嘱望されていた女性の方が子育てできなくなつて辞める、辞めたという話も聞きましたよ。

大臣は少子化対策担当なんですよ。少子化を助長していませんか。あなたの存在自体が少子化の問題を進めていますか。（発言する者あり）  
本当のことを言っていますよ。本当のことを言っていますよ。これだけ質問をしてもちゃんと答えられない大臣って、本当に必要なんですか。もつとこちらにも優秀な方はいるでしょう。失礼じゃないですよ。答えていないんだもの。答えてくださいよ、ちゃんと。（発言する者あり）昨日の昼にしています。それは申合せどおりです。昼にしていますから、何も問題ないです。

大臣、大臣、答えてください。その任にあらず

だと思えますけれども、どうですか。

**○加藤国務大臣** 御期待に沿える答えではないかもしれませんが、政府のスタンスとしてこういうお答えになりますが、まずは増税か国債発行かではなく、我々がこの法案を考えているのは、なるべく若い世代にも、また、抛出いただく方にも負担が増えないことを考える、その策として、まずは歳出改革、これによって公費節減で一・一兆円、そして既定予算の最大限の活用により一・五兆円、合わせて二・六兆円程度を確保します。これらを最大限調整することによって、支援金制度を構築していくということにさせていただきます。

**○階委員** もういいです。先に進みます。

私どもの提案を申し上げます。二ページ目の資料を御覧になってください。

ETFを日本銀行が簿価で三十七兆、時価で七十兆円以上保有しているわけです。これの扱いに困っている。どう処理するかは大きな問題だというふうには、日銀総裁も国会でおっしゃっていました。

そこで、一兆円の財源の捻出、国民の負担を求めずにやる方法を我々で今検討中です。もちろん税制改正も、子供の財源はこれからもっと必要になると思いますから、それはそれでやるべきなんですけれども、さつき大臣もおっしゃった、迅速に安定的な財源を確保する方策として、こういうことが考えられるのではないかと、今から申し上げます。

まず、子ども・子育て支援金は廃止した上で、現在、日本銀行が保有しているETFから得られ

る分配金収入を代替財源として活用するための措置を講ずること、という措置かということ、日本銀行がETFを政府に売ります、簿価三十七兆円、簿価で売ります、対価は現金ではなくて交付国債、これは小切手のようなものです、こうした形で売る。そして、政府が買い取ったものは特別会計に入れて、分配金や、あるいは市場に影響を与えない範囲で徐々に売却をやって、それで得た収入。

こうしたものが、我々の試算だと、分配金だけで現在の株価水準だと一兆四千億円程度入ってくる。これが、仮に上下三〇%ずつ動いたということとを仮定しましても、マイナス三〇%でも一兆一千億円ぐらい入ってくるという試算をしております。そういう安定財源でもあるし、また、今、日銀が持っているものを速やかに移せば、すぐ一兆円使えます。そういうものを私はやるべきだと考えています。

そこで、財務省に伺います。

まず、財政法五条という条文があって、日銀が国債を直接引き受けることは原則として禁止されています。その趣旨は、いわゆる財政ファイナンスで、国債発行による資金調達に歯止めがかからなくなると、国債発行による資金調達に歯止めがかからなくなると、そこにあると思います。交付国債というのは、資金の調達のための手段ではなくて、政府の支払い手段ですので、これは財政ファイナンスという批判を招くことなく、したがって、財政法五条で禁止されている日銀の国債直接引受けに当たらないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○瀬戸大臣政務官** お答えさせていただきます。

いわゆる交付国債というものは、一般に、債券の発行に伴う発行収入金を伴わない形で、国が金銭の給付に代えて交付する国債とされており、また、財政法第五条は、全ての公債の日銀引受けを禁止し、市中消化の原則を規定しておりますが、これは、戦前戦中に大量の公債を日銀に引き受けさせ、無軌道な財政出動を行った結果、急激なインフレを引き起こした反省に基づいて規定されたものです。

その上で、仮に、何らかの対価を前提として交付国債を日銀に直接引き受けさせる場合は、金銭給付を将来に繰り延べるといった点において、政府の財源調達を目的として考えると考えられるため、財政法第五条が禁止する公債の日銀引受けに当たると解しております。

**○階委員** それでは、五条ただし書の特別の理由があるということで、国会の議決を経た上で発行するとか、あるいは、そもそも赤字国債だって特別公債法を作ってやっているわけだから、法改正をして行えばいいと思うんですね。そういう理解でよろしいですか。

**○谷委員長** 時計を止めてください。

〔速記中止〕

**○谷委員長** 速記を起こしてください。

吉野財務省主計局次長。

**○吉野政府参考人** お答え申し上げます。

先ほど政務官より御答弁がありましたとおり、御提案にあったようなスキームにつきましては、公債の日銀引受けとして、財政法第五条で禁止さ

れているものとは考えております。

その上で、日銀が保有するETFにつきまして、日銀が物価安定目標を実現するための金融政策の一環として保有しているものであると認識しておりますことから、ETFの売却を含め、その取扱いにつきましては、金融政策の一環として日銀において検討されるべき事項でございまして、政府として、まず、その是非についてコメントすることは差し控えたいと思いますが、条文を、先ほど御指摘いただきましたとおり、五条のただし書にはそのように規定がございまして、それが仮に行われた場合に、五条の本来の趣旨を潜脱するものになるのかどうか、そこは検討の余地が必要だと思っております。

**○階委員** 検討の余地はあるということでした。次に、日銀に伺います。

私、昨年六月の財務金融委員会、ETFを日銀が簿価で売却することも可能だということ、植田総裁に確認しています。

その上で、この三十七兆円という対価を交付国債で受け取るということ、今申し上げたんですが、これが日銀として可能なかどうか、お答えください。

**○清水参考人** お答え申し上げます。

御提案いただいた案も含め、保有するETFの活用について様々な議論があることは承知してございませうけれども、個別の提案に対して具体的にコメントすることは差し控えさせていただければと思っております。

**○階委員** 否定はされていないので、次に進みます。

す。

ETFを仮に日本銀行が政府に売却すると、今入ってきている年間一兆円を超える分配金収入が途絶えるわけですね。このことについて、これから日銀が利上げすると、当然、今入ってくる超低金利の国債の利息収入を、当座預金で日銀が払う支払い利息が上回って逆ざやになるわけですね。逆ざやになって多額の赤字が出るかもしれない。それを埋め合わせる原資が、分配金収入がなくなることによって薄くなってしまうという問題があるかと思っております。

このことを捉まえて、ETFは日銀は持ち続けるべきだという議論もあるんですが、私は、日本銀行はそもそもそんな分配金収入を当てにしていなかったはずなんです。リスクプレミアムに働きかけているわけだから、私は、ETFは、分配金収入がなくなっても売却は可能だというふうに考えています。いかがでしょうか。

**○清水参考人** お答え申し上げます。

ETFの分配金が仮にゼロとなりますと、その分、日本銀行の収益は下振れることとなります。その上で、日本銀行では、これまでの大規模な金融緩和の実施に当たりまして、準備金の積立てや債券取引損失引当金の拡充など、必要な財務面の手当てを行ってきたところでございます。

もとより、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策をめぐる無用の混乱が生じる場合、そのことが信認の低下につながるリスクがあるため、引き続き、財務の健全性にも留意しつつ、適切な

政策運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

**○階委員** 要は、ETFを保有し続けなければ財務内容が損なわれるとか、そういうことではないということでしょうか。ちゃんと引当金とかを積んであるから、そこは問題ないということでしょうか。外部からの評価がどうかは別として、日銀自体としては、財務内容は問題ないというふうに承っていますか。

**○清水参考人** お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、日本銀行としましては、準備金の積立てや債券取引損失引当金の拡充など、必要な財務面の手当てを行ってきているというふうにご覧いただいております。

**○階委員** 必要な手当ては行っているということなので、今の点を考えると、売却は可能であると。問題は、さつき交付国債の話をしました。財務省もややちよつと悩むところだったと思うんですが、仮に日銀が代金として交付国債を受け取ったというときに、交付国債を換金、正確に言えば償還ということになるんでしょうか、要は現金に換えなくちゃいけないわけですね。それがどういうタイミングでどういうペースでやるか、これもすごく悩ましいところなんです。早過ぎてもいけないし、遅過ぎてもいけない。ただ、これは政府も資金繰りが大変ですから、ここは政府と日銀でまさにアコードを結ぶなりして、柔軟に交付国債の償還を進めていくのがいいのではないかと思っております。この点について日銀の見解をお願いします。

○清水参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点、立法措置の要否等につきまので、この点は国会において御判断されるものでございますので、日本銀行として具体的にコメントすることは差し控えさせていただければと思います。

○階委員 立法を手当てした上で償還時期について柔軟に考えるということは、日銀として支障はありますか。

○清水参考人 お答えいたします。

立法の関係でございますので、具体的にコメントすることは差し控えさせていただければというふうに思います。

○階委員 答えづらいところもあるかもしれませんが、それでも、否定はされていないわけですね。

そういうふうにしてETFを特別会計に入れて、毎年毎年一兆円を優に上回るお金が入ってくる。

これを、問題となっていて、分配金で調達する資金一兆円の代わりに使ったらどうかと思うんですけれども、加藤大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 お答え申し上げます。

日銀が保有するETFは、日銀が物価安定目標を実現するための金融政策の一環として保有しているものであると認識をしております。

したがって、ETFの取扱いにつきましては、金融政策の一環として日銀において検討されるべき事柄であり、日銀の独立を尊重する観点から、政府としてコメントすることは差し控えるべきと考えております。

子供、子育て支援策の強化のための財源につきまして、歳出改革を基本とし、それによって生

じた社会保険負担の軽減効果の範囲内で支援金を構築することで、実質の負担が生じないことと

つつ、支援金は、少子化対策に受益を有する全世界、全経済主体が、社会連帯の理念を基盤として、子供、子育て世帯を支える仕組みとすることとしており、この方針に従って取り組んでまいります。

○階委員 まず、もうもはや日銀はETFの購入をやめました。異次元の金融緩和は役割を終えた、これを三月の終わりに日銀総裁が発表されました。

そして、持っていること自体は、これは異次元金融緩和とは全く関係ないことです、金融政策とは関係ないことです。どう処分するかは植田総裁も考えるということでした。

考えるに当たって悩ましいのは、市場で売却したらかなりインパクトが大きいですよ。市場を通さないで交付国債という形でそのまま政府に移すということは、日銀にとってはむしろいい話ですよ。

さらに、支援金、支援金と言われますけれども、さっき最初におっしゃったじゃないですか、○・二二％、国民負担率の上昇要因になると言っているんですよ。国民負担率を上昇させなくても、ほかに原資があるならそっちを使えばいいじゃないですか。なぜそういう発想にいかないのか、不思議でしょうがない。大臣、どうですか。

○加藤国務大臣 お答え申し上げます。

ETFの取扱いにつきましては、金融政策の一環として日銀において検討されるべき事柄であり、日銀の独立を尊重する観点から、政府としてコメントすることは差し控えるべきと考えております。

○階委員 政府が考えられないんだつたら、我々が提案させていただきますので、是非国会で議論しましょう。

質問の時間が終わりましたので、あと最後にコメントだけさせていただきたいと思えます。

資料の四ページ目についておりますけれども、我々は、これは少子化対策にも資すると思うんですが、いわゆる百三十万円の壁対策として、百三十万円を超えても社会保険料の負担によって所得がぐっと下がらないようにしようということ、就労促進支援給付を行うということに併せて、今回の子育ての政策の中では私は欠けているのではないかと思うのが、百三十万円前後の低所得者で一号被保険者、そして未婚者、こういった方々は所得が低くてなかなか結婚できないというのがあるわけですね。

少しでも所得を底上げしていくために、百三十万円の壁とパラレルに年収のゆがみを改善するための特定就労者支援給付、これをセットでやるのがいいというふうには思っております。

またこの点は時間があるときに説明したいと思えます。ありがとうございます。